

(準拠)

第1条 中京大学教育後援会会則第3条第2号の規定により、この規程を定める。

(目的)

第2条 学業において優秀な成績を修めた学生を表彰し、学生の修学意欲の高揚を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 教育後援会費を納入している会員の子で、2年次から4年次に在籍中の学部学生を対象とする。ただし、中京大学給費奨学生である者は、除く。

(基準及び算定方法)

第4条 前年度までに修得した科目の成績を基準とする。詳細は、別表のとおりとする。

(候補者名簿)

第5条 奨励賞候補者名簿は、教学部教務課が作成する。

(選考方法)

第6条 表彰者は、教育後援会役員会（以下「役員会」という。）の議を経て、会長が決定する。

(表彰人数)

第7条 表彰人数は、別表のとおりとする。

(決定通知)

第8条 表彰の決定通知は、受賞者及びその保護者又は保証人に対して、文書で行う。

(表彰の時期)

第9条 表彰は、原則として6月に行う。

(奨励金)

第10条 表彰者には、賞状及び奨励金を贈る。

2 奨励金の金額は、別表のとおりとする。

3 奨励金に代えて、全国共通図書カードを贈ることができる。

(規定の改廃)

第11条 この規定の改廃は、役員会の議を経て、会長が行う。

附 則

この規程は、2016年5月7日から施行する。